

宮城県公報

令和7年4月25日（金）
号外第21号

目次

規則

- 宿泊税条例の施行期日を定める規則（税務課）
- 宿泊税基金条例の施行期日を定める規則（観光戦略課）

次の規則を公布する。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 104 号 宿泊税条例の施行期日を定める規則

宮城県規則第 105 号 宿泊税基金条例の施行期日を定める規則

宿泊税条例の施行期日を定める規則

宿泊税条例（令和 6 年宮城県条例第 60 号）（附則第 1 条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和 8 年 1 月 13 日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日はこの規則の公布の日とする。

宿泊税基金条例の施行期日を定める規則

宿泊税基金条例（令和 7 年宮城県条例第 30 号）の施行期日は、令和 8 年 1 月 13 日とする。